

【1987年5月25日】薬価算定方式のあり方について（建議）

中央社会保険医療協議会

昭和62年5月25日

厚生大臣 斎藤 十郎 殿

中央社会保険医療協議会
会長 圓城寺 次郎

建議書

当協議会においては、昭和61年4月以降、薬価算定方式等のあり方について審議を行ってきた。審議に際しては、内外の関係団体(日本製薬団体連合会、日本医薬品卸業連合会、米国製薬工業協会及び欧州ビジネス協議会)から意見聴取を行い、それらの意見をも踏まえ検討を進めてきたところであるが、今般、結論を得るに至ったので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法(昭和25年法律第47号)第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり建議する。

第1. 基本的考え方

昭和57年9月18日付当協議会答申(以下「昭和57年答申」という。)において指摘した各般の事項については、基本的には今日においても同意見であるが、その後の推移等に鑑み、更に次の点が基本的に重要であると考えます。

- (1) 昭和57年答申に沿って数次にわたる薬価改正が行われてきた結果、市場の実勢価格と薬価基準価格との乖離の縮小という点に関しては一定の成果がみられる。しかしながら、なお、相当程度の乖離が認められるところであり、不合理な乖離については、引き続きこれを縮小する方向で努力すべきである。
- (2) 昭和57年答申に基づき、薬価算定上ばらつきの是正を図るためにいわゆる81%バルクライン方式が導入されたが、その効果はまだ不十分であり、ばらつき是正の一層の強化を図るべきである。
- (3) 市場の実勢価格を薬価基準に適切に反映させていくためには、正確な薬価調査が前提となることは言うまでもなく、流通面を含め、円滑かつ厳正な調査が実施できるような方策を講ずるべきである。
- (4) 薬価問題は、市場の動向等状況の推移に応じ、必要な見直しを加えていくべき性格の問題である。

今般関係団体から提案のあった薬価算定方式については、加重平均値を基礎とする方式への転換という考え方は、市場価格の適切な反映、ばらつき是正等の観点からの一定の評価はできるものの、一定幅の性格、大きさ等なお議論すべき点も多い。

したがって、この問題を含め、今後の状況の推移等を見守りつつ、薬価問題全般にわたり、幅広い角度からの検討を継続していくことが必要である。

第2．当面の改善策

上記のような基本的考え方に基づき、当面、次のような改善策を講ずることが適当であると考ええる。

(1) 薬価算定方式の修正

現行バルクライン方式に次の修正を加える。なお、薬価算定の基礎となる包装単位については、当面、現行どおりとする。

ア．81%バルクライン算定値と加重平均値との間の開きが81%バルクライン算定値の20%を超える場合にあっては、当該加重平均値との間の開きが20%となるような数値をもって薬価基準価格とする。

イ．バルクライン算定値と加重平均値との間の開きが現行薬価基準価格の10%以下である場合にあっては、現行薬価基準価格を超えない限りにおいて、当該加重平均値に現行薬価基準価格の10%を加算した数値をもって薬価基準価格とする。

(2) 部分改正の廃止等

部分改正を廃止し、できる限り迅速な全面改正を実施する。なお、現状においては市場における価格の安定にある程度の期間を要するので、市場価格の形成をまっとうおむね2年に1回程度の全面改正になることはやむを得ない。

しかしながら、この間にあって、不当に薬価差を拡大せしめる行為等が認められた場合には、所要の措置を講ずることとする。

(3) 薬価調査の充実

薬価本調査は上記(2)による全面改正の円滑な実施に支障のないよう行うこととし、併せて、経時変動調査の充実、強化等により、常時実勢価格の的確な把握に努める。

(4) 薬価収載方式

銘柄別収載方式を維持する。

(5) 後発品の薬価収載

後発品の薬価収載についても定期化する。

(6) 医薬品流通問題

総価山買いが行われている場合における特別の調査の実施等、所要の流通適正化対策を講ずる。